

I-2 各児童相談所における家庭内性暴力被害の相談対応状況

ここでは、「貴児童相談所における平成25年度の家庭内性暴力被害の相談対応件数について、下記の表に記入ください。なお、相談種別は問いません」との質問のため、I-1のような回答の混在はなく、各児童相談所の現状が把握された。

I-2-1. 家庭内性暴力被害相談対応件数（平成25年度）

平成25年度の家庭内での性暴力被害相談対応件数（保護者からの性的虐待を除く）は、実数合計539件、平均3.3件で、「1～5件」が86児童相談所（49.7%）と最も多く、「なし」が61児童相談所（35.3%）と次いで多くなっている。

表2 家庭内性暴力相談対応件数

	件数	%
なし	61	35.3
1～5件	86	49.7
6～10件	11	6.4
11～15件	2	1.2
16～20件	1	0.6
21件以上	3	1.7
無回答	9	5.2
合計	173	100.0
平均	3.3	
実数合計	539	

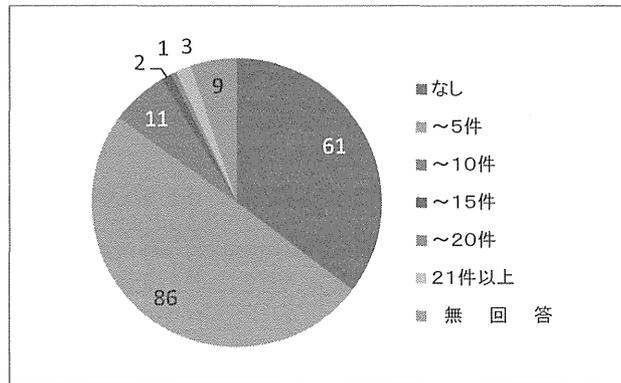


図1 家庭内性暴力相談対応件数

I-2-2. きょうだいによる性暴力被害件数

家庭内性暴力件数のうち、きょうだいからの性暴力被害件数（表3）は、実数合計149件、平均1.1件で、「1～5件」が65児童相談所（37.6%）と最も多く、ついで「なし」が64児童相談所（37.0%）と多くなっている。

I-2-3. 保護者以外の親族による性暴力被害件数

家庭内性暴力件数のうち、保護者以外の親族による性暴力被害件数（表4）は、実数合計96件、平均0.8件で、「なし」が77児童相談所（44.5%）と最も多く、「1～5件」が50児童相談所（28.9%）と次いで多くなっている。

表3 きょうだいによる性暴力被害件数

	件数	%
なし	64	37.0
1～5件	65	37.6
6～10件	3	1.7
11件以上	1	0.6
無回答	40	23.1
合計	173	100.0
平均	1.1	
実数合計	149	

表4 保護者以外の親族による性暴力被害件数

	件数	%
なし	77	44.5
1～5件	50	28.9
6～10件	0	0.0
11件以上	1	0.6
無回答	45	26.0
合計	173	100.0
平均	0.8	
実数合計	96	

I-2-4. 性暴力被害児童の一時保護実施件数

性暴力被害児童の一時保護件数は、実数合計 161 件、平均 1.2 件で、「1～5 件」が 72 児童相談所 (41.6%) と最も多く、「なし」が 65 児童相談所 (37.6%) と次いで多くなっている。

表 5 性暴力被害児童の一時保護件数

	件数	%
なし	65	37.6
1～5 件	72	41.6
6～10 件	3	1.7
11 件以上	0	0.0
無回答	33	19.1
合計	173	100.0
平均	1.2	
実数合計	161	

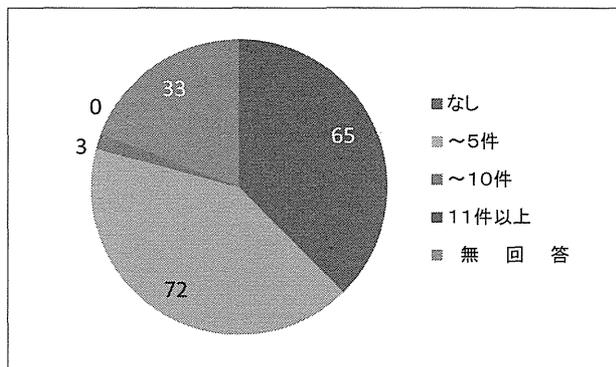


図 2 性暴力被害児童の一時保護件数

I-2-5. 性暴力被害児童の施設入所・里親委託措置件数

性暴力被害の施設入所・里親委託措置件数は、実数合計 68 件、平均 0.5 件で、「なし」が 82 児童相談所 (47.4%) と最も多く、「1～5 件」が 43 児童相談 (24.9%) と次いで多くなっている。

表 6 性暴力被害児の施設入所・里親委託件数

	件数	%
なし	82	47.4
1～5 件	43	24.9
6～10 件	0	0.0
11 件以上	0	0.0
無回答	48	27.7
合計	173	100.0
平均	0.5	
実数合計	68	

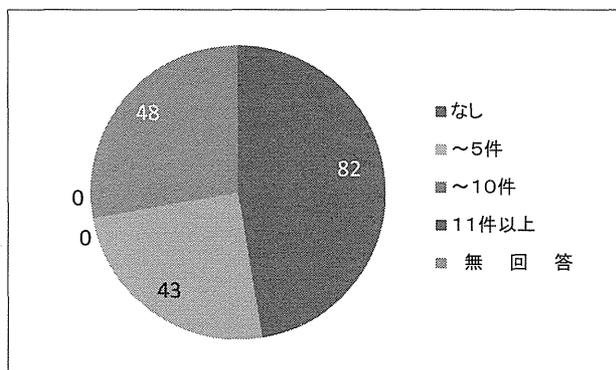


図 3 性暴力被害児の施設入所・里親委託件数

I-2-6. 性暴力加害児童の一時保護件数

性暴力加害児童の一時保護件数は、実数合計 47 件、平均 0.4 件で、「なし」が 100 児童相談所 (57.8%) と最も多く、「1～5 件」が 31 児童相談所 (17.9%) と次いで多くなっている。

表 7 性暴力加害児童の一時保護件数

	件数	%
なし	100	57.8
1～5 件	31	17.9
6～10 件	1	0.6
11 件以上	0	0.0
無回答	41	23.7
合計	173	100.0
平均	0.4	
実数合計	47	

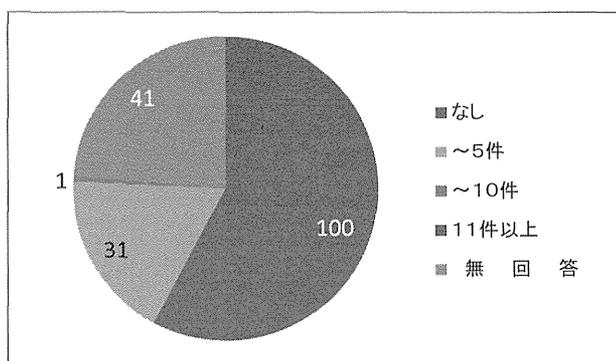


図 4 性暴力加害児童の一時保護件数

I-2-7. 性暴力加害児童の施設入所・里親委託措置件数

性暴力加害児童の施設入所・里親委託件数は、実数合計 27 件、平均 0.2 件で、「なし」が 103 児童相談所 (59.5%) と最も多く、「1～5 件」が 22 児童相談 (12.7%) と次いで多くなっている。

表 8 性暴力加害児童の施設入所・里親委託件数

	件数	%
なし	103	59.5
1～5 件	22	12.7
6～10 件	0	0.0
11 件以上	0	0.0
無回答	48	27.7
合計	173	100.0
平均	0.2	
実数合計	27	

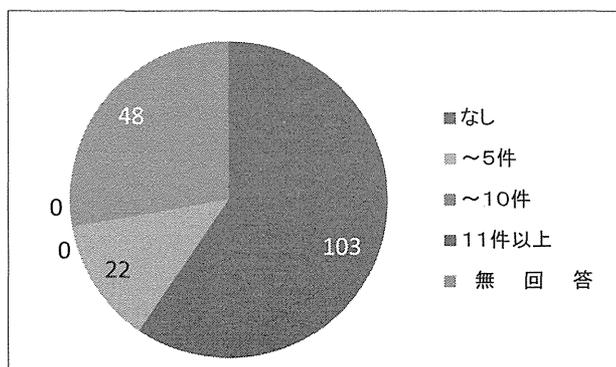


図 5 性暴力加害児童の施設入所・里親委託件数

Ⅱ 性的虐待相談対応について

Ⅱ-1. 「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」の活用状況

「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」の活用状況は、「活用している」が70 児童相談所（40.5%）、次いで「ある程度活用している」が67 児童相談所（38.7%）と両方合わせて約8割の児童相談所で活用されている。

表9 性的虐待対応ガイドライン 2011年版活用状況

	件数	%
活用している	70	40.5
ある程度活用している	67	38.7
あまり活用していない	21	12.1
活用していない	14	8.1
無回答	1	0.6
合計	173	100.0

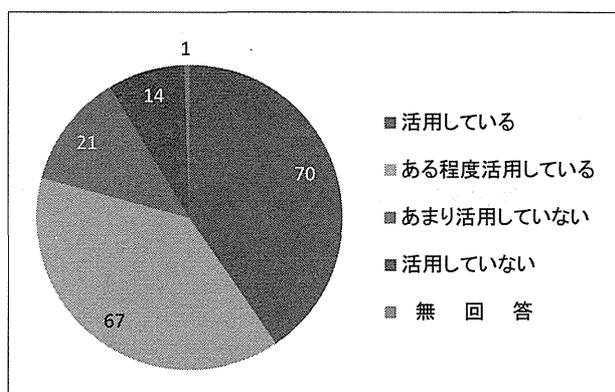


図6 性的虐待対応ガイドライン 2011年版活用状況

Ⅱ-2. 性的虐待相談に関する独自のガイドラインやマニュアルの作成状況

性的虐待相談に関する独自のガイドラインやマニュアルの作成状況は、「作成していない」が133 児童相談所となっており、76.9%の児童相談所で作成されていない。一方、「作成している」が24 児童相談所（13.9%）、「ある程度作成している」が10 児童相談所（5.8%）と、何らかの形で作成している児童相談所が約2割である。「独自のガイドラインを作成していない」群の中には、「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版」を使用しているため独自のガイドラインを必要としていないことも考えられるが、今年度はその関連について分析を行っておらず、次年度に分析を行う。

表10 性的虐待相談に関する独自のガイドライン作成状況

	件数	%
作成している	24	13.9
ある程度作成している	10	5.8
あまり作成していない	4	2.3
作成していない	133	76.9
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

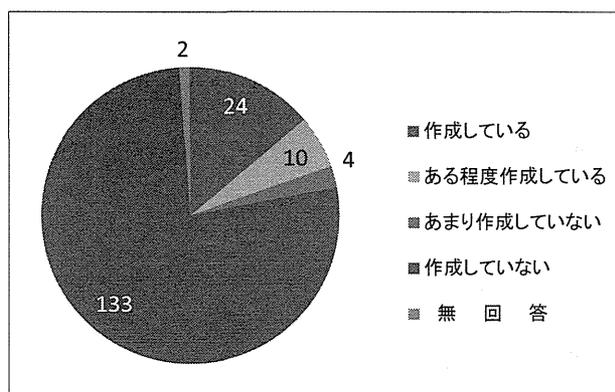


図7 性的虐待相談に関する独自のガイドライン作成状況

II-3. 独自の性的虐待相談の非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルの作成状況

独自の性的虐待相談の非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルの作成状況は、「作成していない」が133児童相談所となっており、76.9%の児童相談所で作成されていない。一方、「作成している」が10児童相談所（10.4%）、「ある程度作成している」が9児童相談所（5.2%）と、何らかの形で作成している児童相談所が15.2%にとどまっている。「作成している」「ある程度作成している」と回答した児童相談所について自治体単位で見ると7都府県と3市であり、都府県に関しては、25年度の性的虐待相談対応件数が40件以上の自治体が4か所、それ以下が2か所であった。また市に関しては、2か所が20件強で、1か所はそれ以下であった。これらから、性的虐待対応件数が多い自治体か、あるいは年間の件数自体は多くはないが大都市にリンクしていて先進的に取り組んでいる自治体が作成している状況が窺われる。

表11 非加害保護者対応の独自のガイドライン作成状況

	件数	%
作成している	18	10.4
ある程度作成している	9	5.2
あまり作成していない	9	5.2
作成していない	133	76.9
無回答	4	2.3
合計	173	100.0

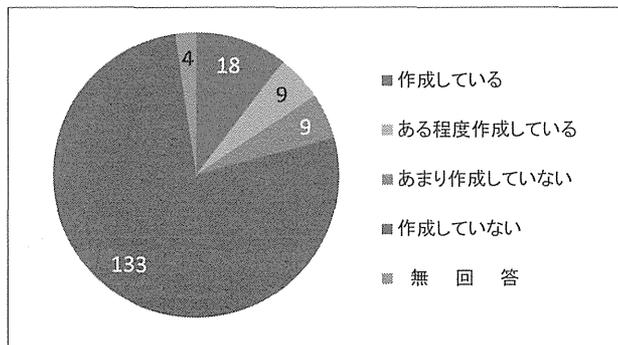


図8 非加害保護者対応の独自のガイドライン作成状況

II-3-1. 独自の性的虐待相談の非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルの必要度

II-3の質問で、性的虐待相談の非加害保護者対応ガイドラインやマニュアルを「あまり作成していない」「作成していない」と回答した142児童相談所において、その必要性に関しては、「必要と考える」が70児童相談所（49.3%）、「ある程度必要と考える」が62児童相談所（43.7%）と、9割を超える児童相談所が必要と考えている。

表12 独自の非加害保護者対応ガイドライン等必要度

(独自ガイドラインを作成していない・あまり作成していない142箇所)

	件数	%
必要と考える	70	49.3
ある程度必要と考える	62	43.7
あまり必要と考えない	5	3.5
必要と考えない	4	2.8
無回答	1	0.7
合計	142	100.0

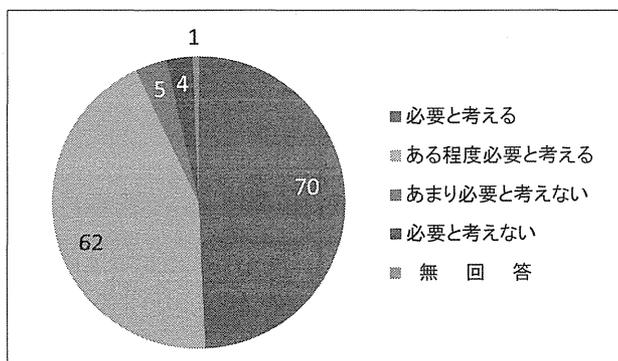


図9 独自の非加害保護者対応ガイドライン等必要度

II-4. 性的虐待事例のアセスメントの際の保護者に関するアセスメント指標の活用状況

性的虐待事例のアセスメントの際の保護者に関するアセスメント指標の活用状況は、「活用していない」が65児童相談所（37.6%）、「あまり活用していない」が30児童相談所（17.3%）と5割を超えており、「活用している」34児童相談所（19.7%）、「ある程度活用している」36児童相談所（20.8%）と、活用されている割合が4割程度となっており、十分活用されていない。ただし、この質問における保護者のアセスメントの内容は、虐待全般の保護者アセスメントと理解しての回答と考えられ、性的虐待に特化したアセスメントではないと推察される。

表13 保護者に関するアセスメント指標の活用状況

	件数	%
活用している	34	19.7
ある程度活用している	36	20.8
あまり活用していない	30	17.3
活用していない	65	37.6
無回答	8	4.6
合計	173	100.0

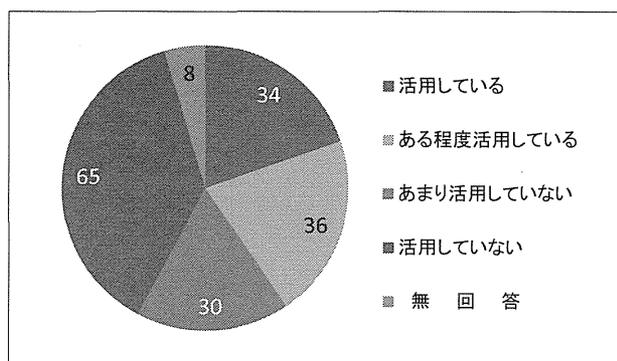


図10 保護者に関するアセスメント指標の活用状況

II-5. 性的虐待通告受理後の一時保護実施タイミング（複数回答）

性的虐待通告受理後の一時保護実施のタイミングについて、複数回答で回答を求めた。結果、「初期調査後、被害児童の安全確保が必要と判断したとき」が166児童相談所（96.0%）となっており、ほとんどの児童相談所が安全確保が必要と判断したタイミングとしている。ついで、「初期調査後、被害児童が保護を求めたとき」が47児童相談所（27.2%）となっている。

表14 性的虐待通告受理後の一時保護実施タイミング（複数回答）

	件数	%
初期調査後、被害児童の安全確保が必要と判断したとき	166	96.0
初期調査後、被害児童が保護を求めたとき	47	27.2
その他	7	4.0
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

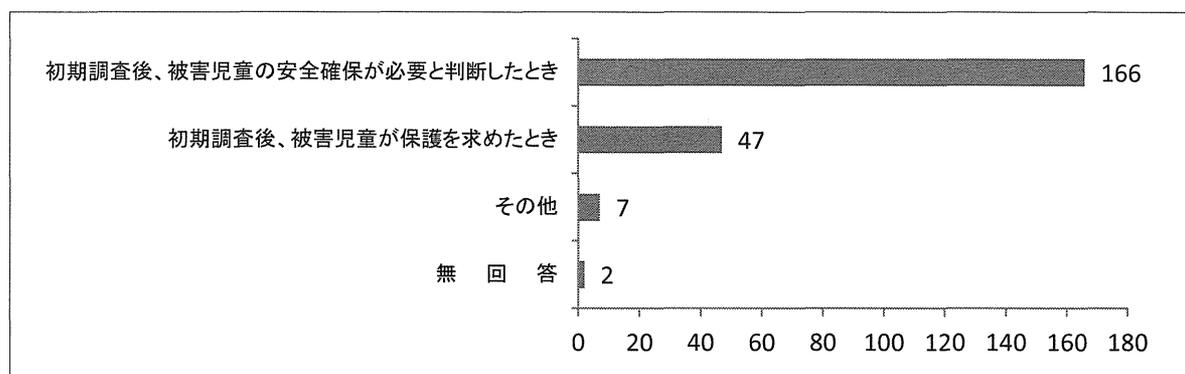


図11 性的虐待通告受理後の一時保護実施タイミング（複数回答）

Ⅱ－６．性的虐待相談における一時保護が困難な状況の発生頻度

性的虐待相談における一時保護が困難な状況の発生頻度については、「よくある」が62児童相談所（35.8%）、「ある程度ある」が89児童相談所（51.4%）となっており、合わせて151か所の児童相談所（87.2%）で困難な状況が一定程度みられている。

表15 性的虐待相談で一時保護が困難な状況

	件数	%
よくある	62	35.8
ある程度ある	89	51.4
あまりない	13	7.5
まったくない	6	3.5
無回答	3	1.7
合計	173	100.0

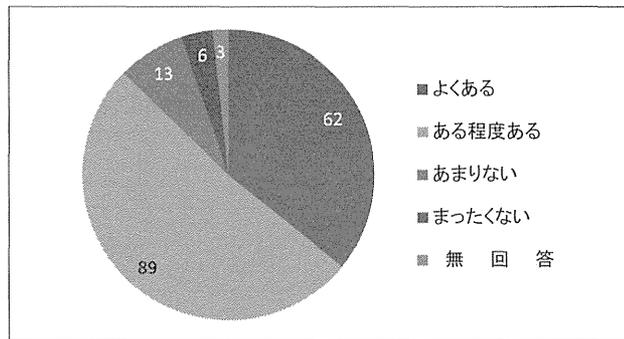


図12 性的虐待相談で一時保護が困難な状況

Ⅱ－６－１．一時保護が困難な理由（複数回答）

Ⅱ－６の質問で、「よくある」、「ある程度ある」と回答した151か所の児童相談所のうち、一時保護が困難な理由について、「被害児童の抵抗・拒否」が130児童相談所（86.1%）と最も多く、次いで「家族の抵抗・拒否」が74児童相談所（49.0%）、「虐待事実の確証が持てない」が62児童相談所（41.1%）と多くなっている。また、「その他」が16児童相談所（10.6%）となっているが、その具体的内容は、「一時保護施設の確保が困難」や「子どもの問題（高年齢、障がい、精神症状や不安定）」となっている。

表16 一時保護が困難な理由（複数回答）

	件数	%
虐待事実の確証が持てない	62	41.1
家族の抵抗・拒否	74	49.0
被害児童の抵抗・拒否	130	86.1
その他	16	10.6
無回答	1	0.7
合計	151	100.0

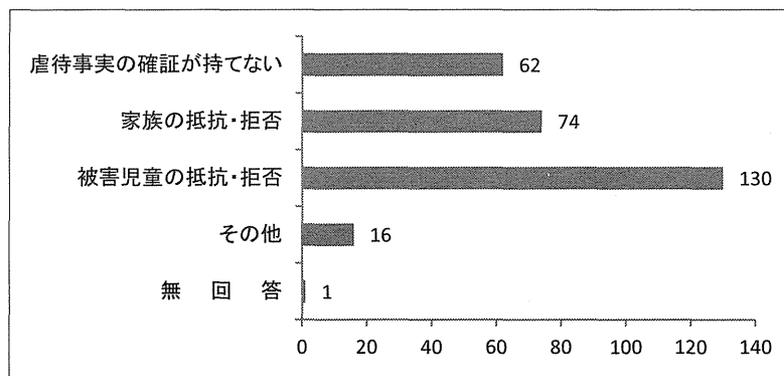


図13 性的虐待通告受理後の一時保護実施タイミング（複数回答）

Ⅲ 性的虐待相談における非加害保護者を中心とした家族への対応と支援について

Ⅲの調査項目においては、「非加害保護者のパートナー（婚姻関係の有無を問わず）」による性的虐待相談への対応に限定して回答を求めた。その場合、「非加害保護者」とは、児童福祉法第6条の規定による「保護者」であり、かつ「性的虐待をしていない」保護者とした。

Ⅲ-1 初期対応時点における保護者との面接状況

Ⅲ-1-1 虐待者との面接

初期対応時点における虐待者との面接は、「常に面接している」が79児童相談所（45.7%）、「時々面接する」が69児童相談所（39.9%）となっており、虐待者との面接を常に実施している児童相談所は半数以下となっている。また、「あまり面接しない」や「面接しない」との回答が13.3%見られる。これらの結果は、他の虐待と性的虐待の違いを表していると考えられる。

表17 初期対応時点における虐待者との面接頻度

	件数	%
常に面接する	79	45.7
時々面接する	69	39.9
あまり面接しない	18	10.4
面接しない	5	2.9
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

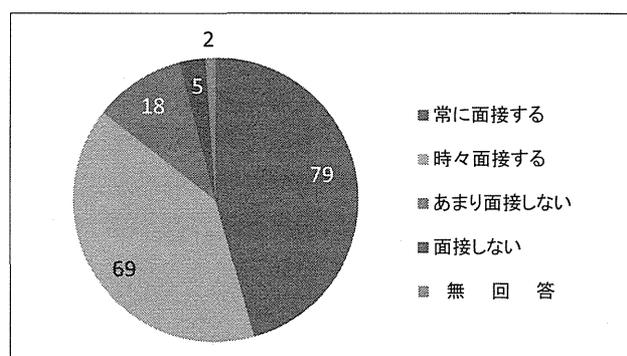


図14 初期対応時点における虐待者との面接頻度

Ⅲ-1-2 非加害保護者との面接

Ⅲ-1-2-1 非加害保護者との面接頻度

初期対応時点における非加害保護者との面接は、「常に面接している」が150児童相談所（86.7%）、「時々面接する」が20児童相談所（11.6%）となっており、大部分の児童相談所で非加害保護者との面接を実施している状況がある。

表18 初期対応時点における非加害保護者との面接頻度

	件数	%
常に面接する	150	86.7
時々面接する	20	11.6
あまり面接しない	1	0.6
面接しない	0	0.0
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

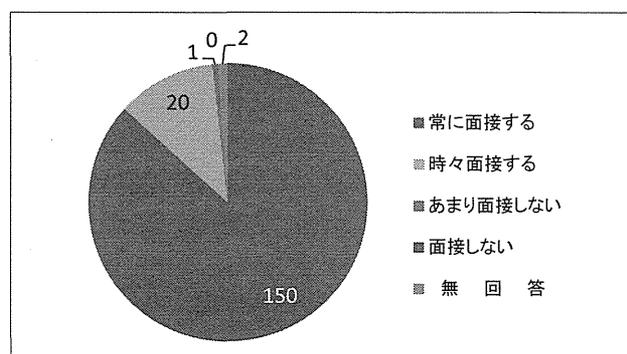


図15 初期対応時点における非加害保護者との面接頻度

Ⅲ-1-2-2. 非加害保護者との個別面接（虐待者とは分離した面接）実施状況

初期対応時点における非加害保護者との個別面接（虐待者とは分離した面接）の実施状況は、「常に面接している」が160児童相談所（92.5%）となっており、ほとんどの児童相談所で非加害保護者との個別面接（虐待者とは分離した面接）が実施されている。

表19 非加害保護者との個別面接状況

	件数	%
実施している	160	92.5
実施している事例もある	8	4.6
ほとんど実施していない	3	1.7
その他	0	0.0
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

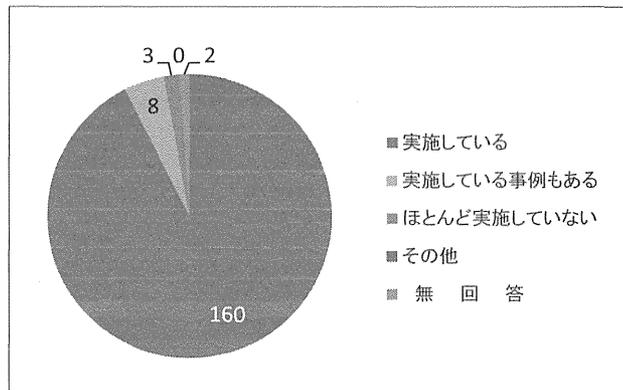


図16 非加害保護者との個別面接状況

Ⅲ-1-2-3. 個別面接の実施割合

Ⅲ-1-2-2で、非加害保護者との個別面接（虐待者とは分離した面接）実施状況のうち、「実施している事例もある」8児童相談所の個別面接の実施割合を下記に示す。

表19-1 個別面接を「実施している事例もある」の内容

	件数	%
～20%	0	0.0
～40%	1	12.5
～60%	2	25.0
～80%	2	25.0
81%以上	0	0.0
無回答	3	37.5
合計	8	100.0

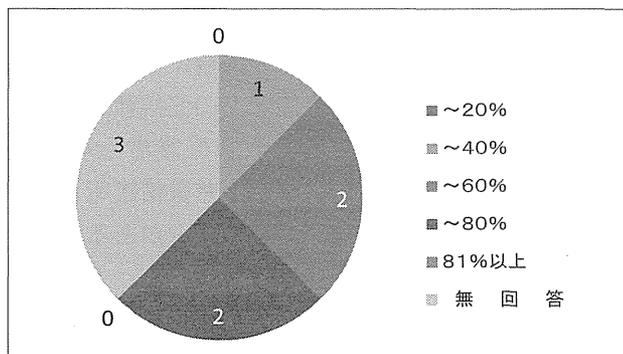


図17 個別面接を「実施している事例もある」の内容

Ⅲ-1-3. 非加害保護者との個別面接時の聞き取り内容（複数回答）

非加害保護者との個別面接（虐待者と分離した面接）時に聞き取る内容（表20）については、いずれの内容についてもほとんどの児童相談所で聞き取られているが、その中で「非加害保護者自身の被害状況・被害体験」は136児童相談所（78.6%）、「非加害保護者自身の心身の状況」は140児童相談所（80.9%）と、他の内容に比べ、少なくなっている。また、「その他」が15児童相談所（8.7%）となっているが、具体的な内容は、「支援者の有無」、「非加害保護者と親族やきょうだいとの関係や家庭状況（経済状況含む）」、「法的手続きの説明と告訴の意思確認」、「非加害保護者の生育歴」、「子どもに必要な医療ケアへの意向」、「今後支援を受け入れる意思」等であった。

表20 非加害保護者との個別面接の内容（複数回答）

	件数	%
子どもへの性的虐待が発覚したことについての受け止め方	166	96.0
被害児童に対してどのように思っているか	161	93.1
性的虐待が発覚した後どのように対応したか	162	93.6
非加害保護者とパートナーである虐待者との関係性	155	89.6
パートナーである虐待者に対する気持ち	153	88.4
非加害保護者自身の被害状況・被害体験	136	78.6
虐待者の今後の行動についての確認	163	94.2
非加害保護者自身の心身の状況	140	80.9
その他	15	8.7
無回答	3	1.7
回答母数	173	100.0

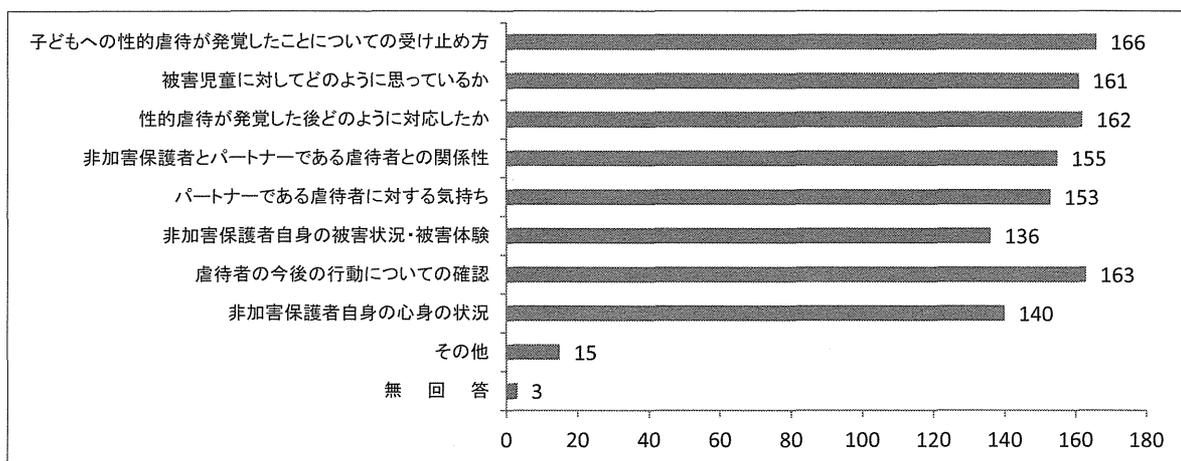


図18 非加害保護者との個別面接の内容（複数回答）

Ⅲ－１－３－１．非加害保護者自身の被害の聞き取り内容（複数回答）

Ⅲ－１－３で、「非加害保護者自身の被害状況・被害体験」について聞き取りをしている136児童相談所について、具体的な被害の聞き取り内容は、「現在のDV被害」が124児童相談所（91.2%）、「DV被害歴」が109児童相談所（80.1%）と割合が高くなっている。次いで、「被虐待歴」が89児童相談所（65.4%）となっているが、「性的虐待被害歴」は36.8%、「性暴力被害歴」は40.4%であり、非加害保護者自身の性被害歴についての聞き取りは4割弱となっている。

表21 非加害保護者自身の被害の聞き取り内容（複数回答）

	件数	%
被虐待歴	89	65.4
性的虐待被害歴	50	36.8
性暴力被害歴	55	40.4
DV被害歴	109	80.1
現在のDV被害	124	91.2
その他の被害歴	5	3.7
無回答	1	0.7
回答母数	136	100.0

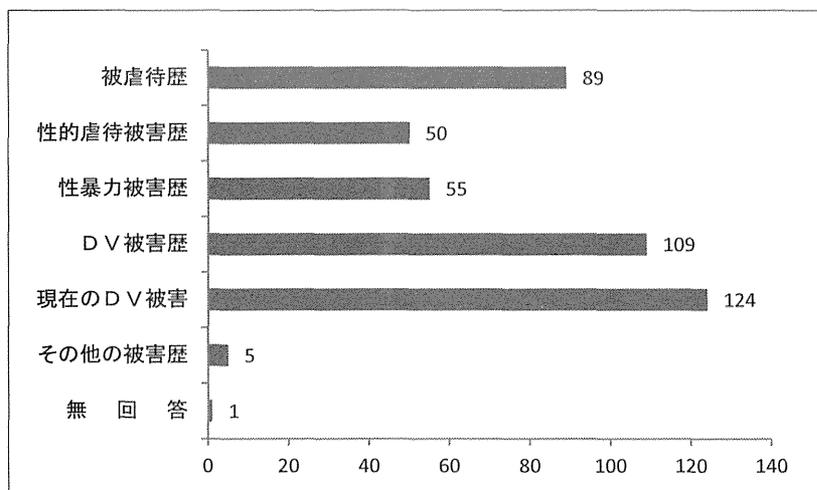


図19 非加害保護者自身の被害の聞き取り内容（複数回答）

Ⅲ－１－３－２．非加害保護者自身の被害聞き取り実施状況

Ⅲ－１－３で、「非加害保護者自身の被害状況・被害体験」について聞き取りをしている136児童相談所について、被害の聞き取り実施状況は、「関係性ができたときに聞き取っている」が73児童相談所（53.7%）、「非加害保護者自身が語る時にのみ聞き取っている」が13児童相談所（9.6%）となっており、「必ず聞き取るようにしている」が49児童相談所（36.0%）にとどまっている。

表22 非加害保護者自身の被害体験の聞き取り状況

	件数	%
必ず聞き取る	49	36.0
関係性ができた時	73	53.7
非加害保護者自身が語る時のみ	13	9.6
無回答	1	0.7
合計	136	100.0

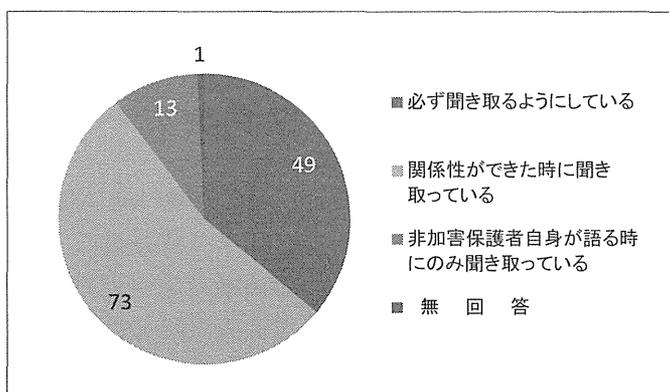


図20 非加害保護者自身の被害体験の聞き取り状況

Ⅲ－１－４．非加害保護者への面接対応についての蓄積状況

非加害保護者への面接対応についての蓄積状況は、「まとめていない」が122児童相談所（70.5%）と、7割の児童相談所でまとめられておらず、「まとめた形にはしていないが共有はされている」が37児童相談所（21.4%）となっているものの、「ツールとしてまとめた形にしている」が、12児童相談所（6.9%）にとどまっている。

表23 面接対応についての蓄積状況

	件数	%
ツールとしてまとめた形にしている	12	6.9
まとめた形にはしていないが共有している	37	21.4
まとめていない	122	70.5
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

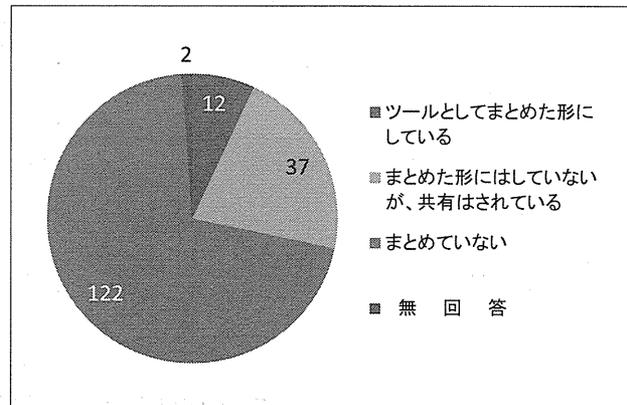


図21 面接対応についての蓄積状況

Ⅲ-1-5. 性的虐待事例のアセスメント・対応時の背景にDVがある可能性への意識

性的虐待事例のアセスメント・対応時の背景にDVがある可能性については、「意識している」が156児童相談所（90.2%）となっており、大部分の児童相談所で、性的虐待事例のアセスメント・対応の際に、背景にDVがある可能性が意識されている。

表24 背景にDVがある可能性への意識

	件数	%
意識している	156	90.2
意識していない	15	8.7
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

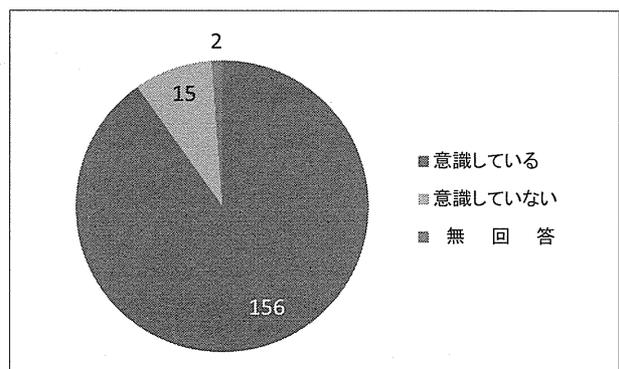


図22 背景にDVがある可能性への意識

Ⅲ-2 非加害保護者への対応や支援

Ⅲ-2-1 家族への対応状況

家族への対応状況について複数回答で尋ねたところ、「非加害保護者への支援・指導」は163児童相談所（94.2%）とほとんどの児童相談所で実施されている。次いで、「虐待者への指導」は、137児童相談所（79.2%）である。また「被害児童のきょうだいへの支援」117児童相談所（67.6%）、「拡大家族への支援」55児童相談所（31.8%）と、きょうだいや拡大家族への支援は一定取り組まれている状況があるが、今回はその具体的な内容については聞いていない。

表25 家族への対応状況（複数回答）

	件数	%
非加害保護者への支援・指導	163	94.2
虐待者への指導	137	79.2
被害児童のきょうだいへの支援	117	67.6
拡大家族への支援	55	31.8
無回答	2	1.2
回答母数	173	100.0

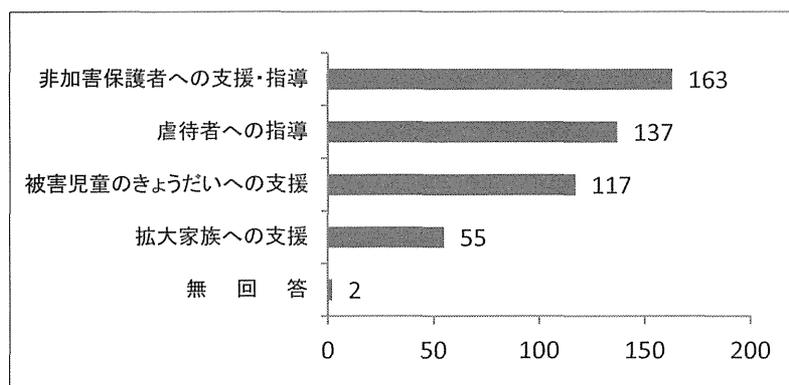


図23 家族への対応状況（複数回答）

Ⅲ－２－２．非加害保護者に対する継続支援の取り組み状況

「非加害保護者を支援の対象として位置づけ、継続した支援に取り組んでいますか」と質問したところ、「可能なものはできるだけ取り組んでいる」が96 児童相談所（55.5%）と最も多い。一方、「殆どの事例で取り組んでいる」のは38 児童相談所（22.0%）にとどまっており、また、「必要と思うがあまり取り組んでいない」が22 児童相談所（12.7%）、「必要と思うが取り組める事例がない」が12 児童相談所（6.9%）と、必要性を感じながら十分取り組めていない状況が見受けられる。

表26 非加害保護者への継続支援の取り組み状況

	件数	%
殆どの事例で取り組んでいる	38	22.0
可能なものはできるだけ取り組んでいる	96	55.5
必要と思うがあまり取り組んでいない	22	12.7
必要と思うが取り組める事例がない	12	6.9
その他	3	1.7
無回答	2	1.2
合計	173	100.0

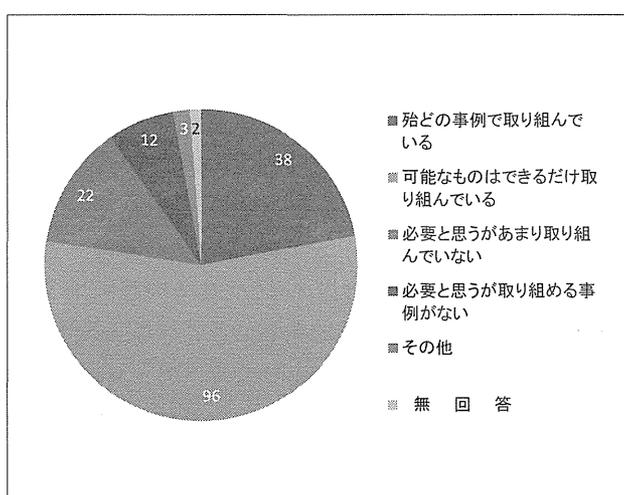


図24 非加害保護者への継続支援の取り組み状況

Ⅲ－２－３．非加害保護者に対する支援内容

非加害保護者に対する支援について、実施していることを複数回答で尋ねた結果を表27に示す。「継続的なケースワーク」が最も多く（86,7%）、次いで「被害児童との関係調整」が8割弱、「女性相談やDV相談の専門機関紹介」や「法的手続きの紹介」を65%前後の児童相談所で行っている。さらに「非加害保護者自身のケアのための専門機関紹介」は約45%で行われており、「心理的な回復支援」については20%と少ないが、しかし約20%の児童相談所においては、非加害保護者への心理支援も行っている状況が把握された。

表27 非加害保護者に対する支援内容（複数回答）

	件数	%
継続的ケースワーク	150	86.7
心理的な回復支援	36	20.8
心身のケアのための専門機関の紹介	79	45.7
女性相談・DV相談の専門機関の紹介	114	65.9
子どもの被害についての法的手続き紹介	110	63.6
生活自立についての関係機関の紹介	94	54.3
被害児童との関係調整	136	78.6
その他	6	3.5
無回答	3	1.7
回答母数	173	100.0

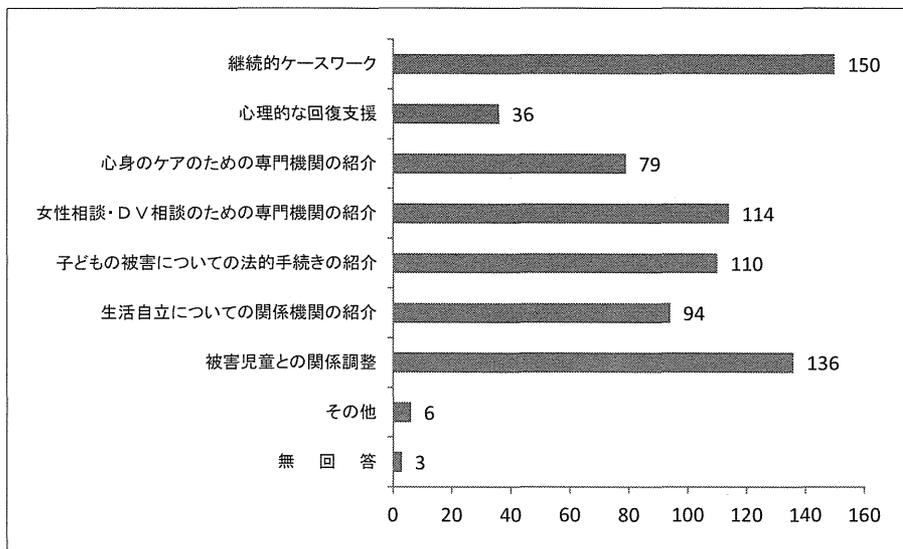


図25 非加害保護者に対する支援内容（複数回答）

Ⅲ－２－４．非加害保護者との面接で扱う内容

〔非加害保護者との面接で扱う内容〕について、「非加害保護者が虐待事実を認め、被害児童を守る姿勢を見せている場合」と「虐待事実を認めきれず、被害児童を守る姿勢に徹しきれない場合」について、「面接で扱った方がよい内容」「実際に面接で扱っている内容」「面接で扱うことが難しい内容」に関して複数回答で質問した。

Ⅲ－２－４－１．非加害保護者が虐待事実を認め、子どもを守る姿勢を見せている場合

(表 28、図 26)

- 1) 非加害保護者が、虐待事実を認め、被害児童を守る姿勢を見せている場合の、面接で扱った方がいいと考える内容は、いずれの内容も、130 児童相談所以上と、多くの児童相談所で必要であると考えられているが、「被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること」と「被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解」が 151 児童相談所 (87.3%) と最も多く、次いで、「被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること」と「虐待事実の直面化 (何が起きたのか、事実を整理すること)」が 148 児童相談所 (85.5%)、「性的虐待が起きたことによる非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め」が 144 児童相談所 (83.2%) と多くなっている。
- 2) 非加害保護者が、虐待事実を認め、被害児童を守る姿勢を見せている場合の、実際に面接で扱っている内容は、「被害児童を守るために (虐待者のいない、安心できる養育環境を整えるために) 必要なことを具体的に考えること (虐待者との別居、被害児童の施設入所等)」が 163 児童相談所 (94.2%) となっており、次いで「被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解」が 161 児童相談所 (93.1%)、「虐待事実の直面化 (何が起きたのか、事実を整理すること)」が 158 児童相談所 (91.3%)、「性的虐待が起きたことによる非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め」が 150 児童相談所 (86.7%)、「被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること」が 142 児童相談所 (82.1%) と多くなっている。
- 3) 非加害保護者が、虐待事実を認め、被害児童を守る姿勢を見せている場合の、面接で扱うことが難しい内容は、「虐待者との対決を考えることへの支援」が 77 児童相談所 (44.5%) と最も多く、次いで「非加害保護者が虐待者との関係を見直すこと」が 50 児童相談所 (28.9%)、「非加害保護者自身の生活歴、被害状況・被害体験」が 44 児童相談所 (25.4%)、「非加害保護者自身の心身のケアの大切さ」が 37 児童相談所 (21.4%)、「虐待がなぜ起こったかを考えること」が 36 児童相談所 (20.8%) と多い。

表28 非加害保護者が虐待事実を認め、子どもを守る姿勢を見せている場合 <複数回答>

	非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め	虐待事実の直面化 (何が起きたのか、事実を整理すること)	虐待がなぜ起こったかを考えること	非加害保護者が虐待者との関係を見直すこと	非加害保護者自身の生活歴、被害状況・被害体験	被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解	被害児童に対する気持ち	被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること	被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること	被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ	非加害保護者自身の心身のケアの大切さ	虐待者との対決を考えることへの支援	その他	無回答	回答母数
面接内容	144	148	137	140	141	151	142	151	148	143	137	130	2	9	173
	83.2	85.5	79.2	80.9	81.5	87.3	82.1	87.3	85.5	82.7	79.2	75.1	1.2	5.2	100.0
実際に扱った内容	150	158	121	122	108	161	133	163	142	99	101	92	2	8	173
	86.7	91.3	69.9	70.5	62.4	93.1	76.9	94.2	82.1	57.2	58.4	53.2	1.2	4.6	100.0
面接で扱うことが難しい内容	10	13	36	50	44	9	32	11	9	29	37	77	1	54	173
	5.8	7.5	20.8	28.9	25.4	5.2	18.5	6.4	5.2	16.8	21.4	44.5	0.6	31.2	100.0

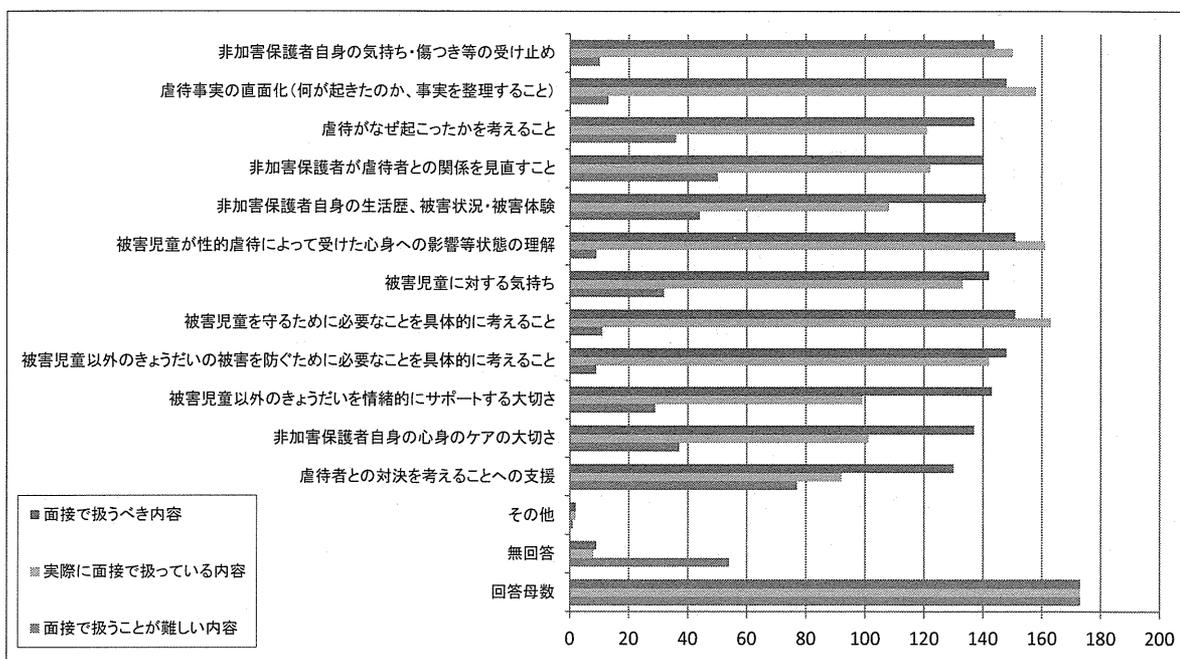


図26 非加害保護者が虐待事実を認め、子どもを守る姿勢を見せている場合 <複数回答>

Ⅲ－２－４－２．非加害保護者が虐待事実を認めきれず、子どもを守る姿勢に徹しきれない場合
(表 29、図 27)

- 1) 非加害保護者が、虐待事実を認めきれず、被害児童を守る行動に徹しきれない場合の、面接で扱った方がいいと考える内容は、「被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解」が149 児童相談所 (86.1%) と最も多く、次いで「虐待事実の直面化 (何が起きたのか、事実を整理すること)」が146 児童相談所 (84.4%)、「被害児童に対する気持ち (被害児童に対する困惑、不信、怒り、嫉妬、罪悪感等)」が140 児童相談所 (80.9%)、「被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること」が138 児童相談所 (79.8%)、「性的虐待が起きたことによる非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め」が136 児童相談所 (78.6%) と多くなっている。
- 2) 非加害保護者が、虐待事実を認めきれず、被害児童を守る行動に徹しきれない場合の、実際に面接で扱っている内容は、「虐待事実の直面化 (何が起きたのか、事実を整理すること)」が140 児童相談所 (80.9%) と最も多く、次いで「被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解」が132 児童相談所 (76.3%)、「被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること」が124 児童相談所 (71.7%)、「性的虐待が起きたことによる非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め」が115 児童相談所 (66.5%)、「被害児童に対する気持ち (被害児童に対する困惑、不信、怒り、嫉妬、罪悪感等)」が110 児童相談所 (63.6%) と多くなっている。
- 3) 非加害保護者が、虐待事実を認めきれず、被害児童を守る行動に徹しきれない場合の、面接で扱うことが難しい内容は、「虐待者との対決を考えることへの支援」が128 児童相談所 (74.0%) と最も多く、次いで「非加害保護者が虐待者との関係を見直すこと」が113 児童相談所 (65.3%)、「虐待がなぜ起こったかを考えること」「被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ」87 児童相談所 (50.3%)、「被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること」が86 児童相談所 (49.7%)、「被害児童以外のきょうだいの被害を防ぐために必要なことを具体的に考えること」が85 児童相談所 (49.1%) となっている。

表29 非加害保護者が虐待事実を認めきれず、子どもを守る姿勢に徹しきれない場合（複数回答）

	非加害保護者自身の気持ち・傷つき等の受け止め	虐待事実の直面化（何が起きたのか、事実を整理すること）	虐待がなぜ起こったかを考えること	非加害保護者が虐待者との関係を見直すこと	非加害保護者自身の生活歴、被害状況・被害体験	被害児童が性的虐待によって受けた心身への影響等状態の理解	被害児童に対する気持ち	被害児童を守るために必要なことを具体的に考えること	被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ	被害児童以外のきょうだいを情緒的にサポートする大切さ	非加害保護者自身の心身のケアの大切さ	虐待者との対決を考えることへの支援	その他	無回答	回答母数
き扱 内 容	136	146	126	123	120	149	140	138	121	114	108	95	0	11	173
	78.6	84.4	72.8	71.1	69.4	86.1	80.9	79.8	69.9	65.9	62.4	54.9	0.0	6.4	100.0
る扱 実 際 に	115	140	95	77	79	132	110	124	94	62	67	44	0	17	173
	66.5	80.9	54.9	44.5	45.7	76.3	63.6	71.7	54.3	35.8	38.7	25.4	0.0	9.8	100.0
が扱 難 し い	61	69	87	113	78	64	69	86	85	87	79	128	3	18	173
	35.3	39.9	50.3	65.3	45.1	37.0	39.9	49.7	49.1	50.3	45.7	74.0	1.7	10.4	100.0

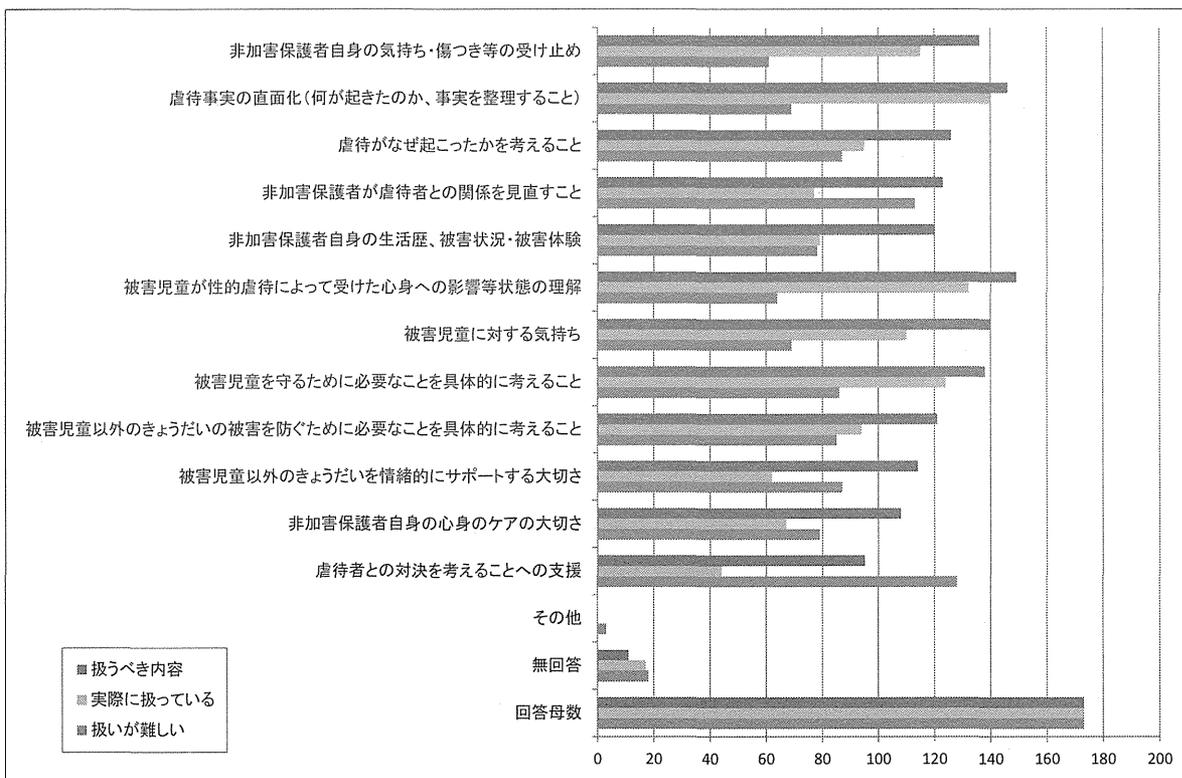


図27 非加害保護者が虐待事実を認めきれず、子どもを守る姿勢に徹しきれない場合（複数回答）

Ⅲ-2-5. 非加害保護者に対する支援が困難な場合の理由

非加害保護者に対する支援が困難な場合の理由は、「非加害保護者が虐待者との関係を継続している」が145 児童相談所（83.8%）と最も多く、次いで「非加害保護者の児童相談所への拒否が強く、関わりが困難」が135 児童相談所（78.0%）、「非加害保護者と被害児童との関係が修復できない」が73 児童相談所（42.2%）となっている。「非加害保護者の不在によりかかわりが困難」が51 児童相談所（29.5%）とともに、事例の困難さが要因となっている。一方、「非加害者支援を行う体制が十分にとれない」が、53 児童相談所（30.6%）、「被害者支援のノウハウがない」が47 児童相談所（27.2%）など、体制やノウハウの課題も困難さの要因となっている。また、「その他」が4 児童相談所（2.3%）となっているが、具体的な内容は、「非加害保護者と拡大家族の関係（板ばさみ等）」、「明確に被害児童より虐待者の関係を望み拒否している場合」、「加害保護者を擁護するときや、事実は認めるも『しつけ』と主張する場合」等であった。

表30 非加害保護者への支援が困難な理由（複数回答）

	件数	%
非加害保護者の不在によりかかわりが困難	51	29.5
非加害保護者の児相への拒否が強く関わり困難	135	78.0
非加害保護者支援を行う体制が十分にとれない	53	30.6
非加害保護者支援のノウハウがない	47	27.2
非加害保護者が虐待者との関係を継続している	145	83.8
非加害保護者と被害児童との関係が修復できない	73	42.2
その他	4	2.3
無回答	6	3.5
回答母数	173	100.0

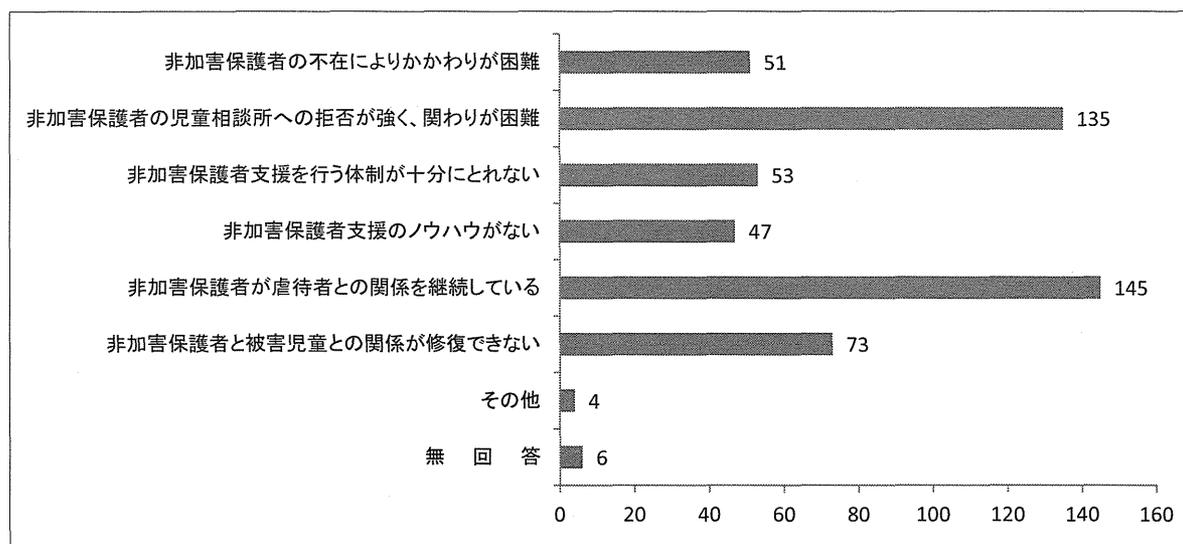


図28 非加害保護者への支援が困難な理由（複数回答）

IV 性的虐待相談における初期対応後の支援と機関連携について

IV-1 被害児童が施設等へ入所した場合の支援

IV-1-1. 入所時点での支援計画（家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、非加害児童との面接・外泊などを含む）の施設との共有状況

入所時点での支援計画（家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、非加害児童との面接・外泊などを含む）の施設との共有状況は、「共有している」が、162 児童相談所（93.6%）と大部分の児童相談所で共有されている。

表 31 施設入所時点での支援計画の共有状況

	件数	%
共有している	162	93.6
共有していない	1	0.6
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

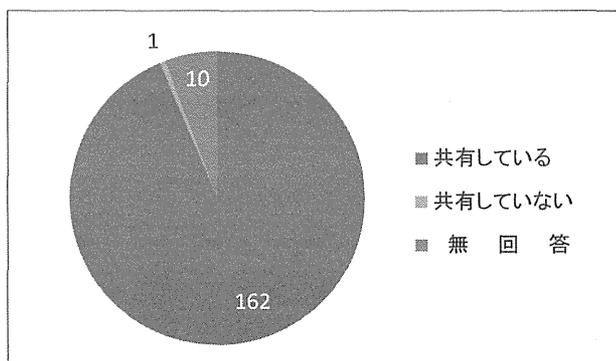


図29 施設入所時点での支援計画の共有状況

IV-1-2. 施設入所時、被害児童への家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、入所の意味などについての被害児童の年齢に応じた説明実施状況

施設入所時、被害児童への家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況、入所の意味などについての被害児童の年齢に応じた説明の実施状況は、「必ず伝えている」が、117 児童相談所（67.6%）、次いで、「必要に応じて伝えている」が 46 児童相談所（26.6%）となっている。

表32 入所時点における児童への説明状況

	件数	%
必ず伝えている	117	67.6
必要に応じて伝えている	46	26.6
あまり伝えていない	0	0.0
全く伝えていない	0	0.0
無回答	10	5.8
合計	173	100.0

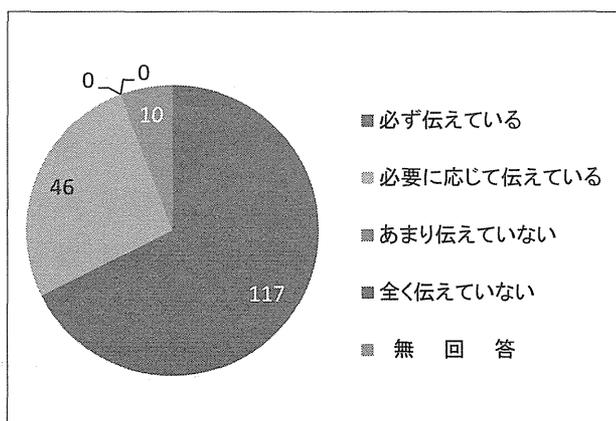


図30 入所時点における児童への説明状況

IV-1-2-1. 家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況を被害児童に伝えた場合の
説明内容や被害児童の受け止めに関する施設との情報共有

IV-1-2-1で、「必ず伝えている」、「必要に応じ伝えている」と回答した163児童相談所のうち、家族（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）の状況を被害児童に伝えた場合の説明内容や被害児童の受け止めに関する施設との情報共有は、「十分共有している」が83児童相談所（50.9%）、「概ね共有している」が80児童相談所（49.1%）と、良好に共有がされている。

表33 被害児童への支援計画等の説明に関する施設との共有状況

	件数	%
十分共有している	83	50.9
概ね共有している	80	49.1
共有する難しさがある	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	163	100.0

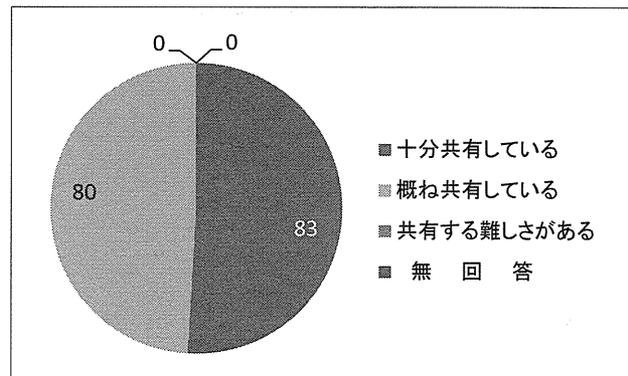


図31 被害児童への支援計画等の説明に関する施設との共有状況

IV-1-3. 被害児童への家族状況（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）についての説明実施時期

被害児童への家族状況（非加害保護者や虐待者、きょうだい等）についての説明実施時期は、「家族の状況に変化がみられた時期」が95児童相談所（54.9%）、「支援計画に基づく時期」が65児童相談所（37.6%）となっている。

表34 家族状況についての被害児童への説明時期

	件数	%
支援計画に基づく時期	65	37.6
家族の状況に変化がみられた時期	95	54.9
伝えていない	1	0.6
無回答	12	6.9
合計	173	100.0

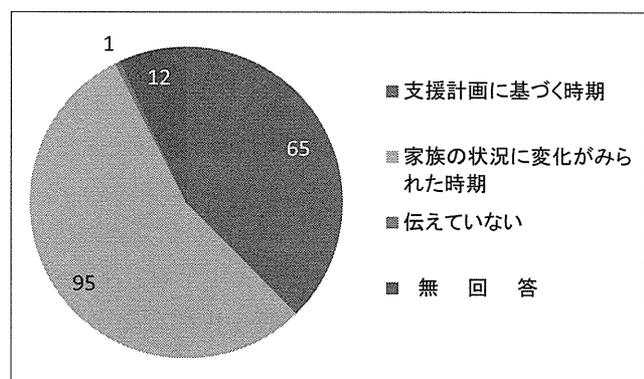


図32 家族状況についての被害児童への説明時期